

小平市グリーンロード推進協議会会則

平成10年4月5日制定

平成17年4月1日改正

平成19年4月1日改正

(名称)

第1条 本会は、小平市グリーンロード推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、市民協働の力で小平グリーンロード（市内一周緑道）を活用しながら、産業の活性化と歴史的遺産である小平グリーンロードの水と緑の育成・管理に関わって、自主的かつ組織的に実践活動を行い、豊かで活力のあるふれあいのまち、喜びと楽しみをわかちあえる住み良い小平を築くことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 実践活動を推進するための企画調整に関すること。
- (2) 実践活動の育成・助長に関すること。
- (3) 関係行政機関及び諸団体との連絡調整に関すること。
- (4) 実践活動の趣旨を普及・啓発するために必要なPRに関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要と認められること。

(会員)

第4条 会員は、第2条に規定する目的に賛同する個人、法人その他の団体とする。

2 会員は、活動部に属し、協議会の運営及び任務遂行に協力するものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 2人以内 |
| (3) 理事 | 若干人 |
| (4) 会計 | 1人 |
| (5) 監事 | 2人 |

(役員を選任)

第6条 役員は、会員の中から総会で選任する。

2 役員構成基準は、別に定める。

3 会長、副会長、理事、会計及び監事は、役員互選により定める。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、事業を企画立案し、及び事業の運営に関する事務を処理する。
- (4) 会計は、会計事務を処理する。
- (5) 監事は、事業の運営及び会計事務について監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の任期中に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合において、役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員報酬)

第9条 役員は、無報酬とする。ただし、会長が必要と認めるときは、実費の弁償をすることができる。

(名誉役員)

第10条 協議会に名誉会長、顧問（以下「名誉役員」という。）を置くことができる。

- 2 名誉役員は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 3 第8条及び第9条の規定は、名誉役員について準用する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、下記のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 活動部会会議
- (4) 活動部会連絡会

(総会)

第12条 総会は年1回会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に招集することができる。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、理事及び会計をもって構成する。

- 2 役員会は、総会の決定事項その他協議会運営に関する事項を処理する。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを役員会に報告する。
- 3 役員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は、会長がこれにあたる。

(活動部会)

第15条 協議会は、第3条に規定する事業を推進するために活動部会を置く。

- 2 活動部会は、活動単位に結成するものとする。
- 3 活動部会長は、それぞれの活動部会の会員の中から選出する。
- 4 活動部会会議は、必要に応じて活動部会長が招集し、議長は、活動部会長がこれにあたる。

(活動部会連絡会)

第16条 活動部会連絡会は、活動単位ごとの活動部会長をもって構成し、活動部会相互

の連絡調整などを行う。

- 2 活動部会連絡会に、活動部会連絡会長及び同副会長を置く。
- 3 活動部会連絡会長は、活動部会長の中から互選により選出する。
- 4 活動部会連絡会は、会長が必要と認めたときに招集し、活動部会連絡会長がその議長となる。

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、小平商工会、東京むさし農業協同組合小平支店及び小平市市民生活部産業振興課で構成する。
- 3 事務局は、小平市市民生活部産業振興課が統括する。

(予算)

第18条 協議会の収支は、全て予算に計上する。

- 2 協議会の経費は、協賛金、寄附金その他の収入金及び補助金をもって充てる。
- 3 協議会の会計事務は、毎年1回監査を受けなければならない。
- 4 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第19条 本会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。